

地域支えあいニュース

創刊号

発行日 平成28年12月

綾瀬市生活支援体制整備事業プロジェクトチーム

(事務局:綾瀬市社協 地域福祉班) 電話:0467-77-8166 ファックス 0467-79-1812

E-mail info@ayase-shakyo.or.jp

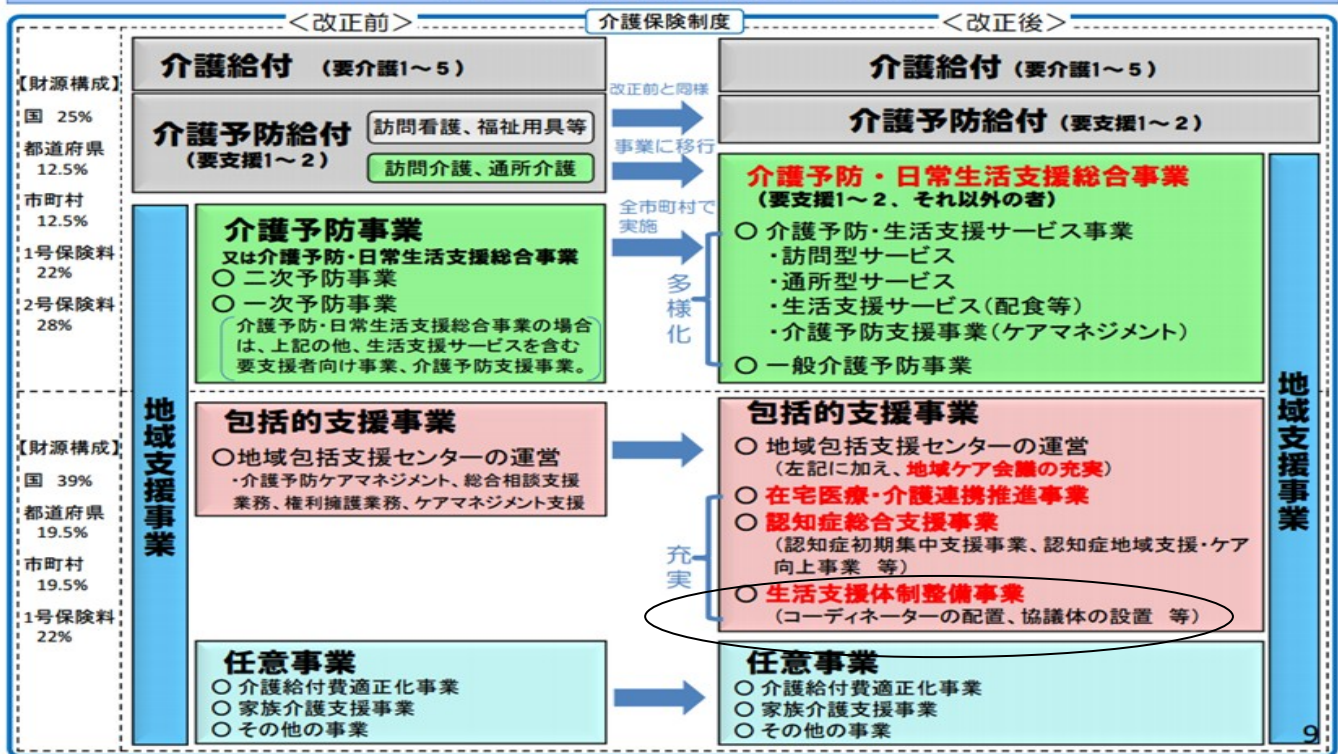
発刊にあたり

全国各所では、平成30年4月1日から始まる「介護保険制度における地域支援事業の整備」に向けた取り組みが急ピッチで進められています。

そこで綾瀬市では、この地域支援事業における「生活支援体制整備」の取り組みについて多くの皆様に知っていただきたく、このニュースを発行してまいります。ぜひお読みいただき、感想などお寄せいただければ大変ありがたく思います。どうぞよろしくお願いたします。

綾瀬市生活支援体制整備事業プロジェクトチーム 一同

新しい地域支援事業の全体像



上の図をごらんください。この図は、厚生労働省が平成28年5月25日に発表した介護保険制度における地域支援事業の全体像です。これまでに「要支援1・2の人のサービスが打ち切れ、その代わりに地域で代替えの事業を行わなければならない」など言われてきました。しかし、それは打ち切られるものではなく、綾瀬市の場合は、平成27年4月1日から予防給付から総合事業に移行しただけで、利用料も利用回数も変わっていないのが現状です。ただし、膨大な社会保障費(特に介護保険)を抑制していかなければ、将来この制度が破綻してしまう現実の中で、今後総合事業のあり方も大きく変わっていくことと思います。しかし、この議論は、上記の図の右やや上の「介護予防・日常生活支援総合事業」のことで、基本的には行政が責任を持って体制を整備し、事業所や地域の団体に事業を委託、補助していくものと思われます。(まだ十分な議論がされていません。)

今回、綾瀬市生活支援体制整備事業プロジェクトチーム(Pチーム)が進めていくのは、○で囲んだ「生活支援体制整備事業」です。このことをまず知っていただきたいと思います。

次号では、「生活支援体制整備事業」とは何か?ということをも事例を交えお伝えしていきます。